

植民地期朝鮮の思想検事

水野 直樹

京都大学

はじめに

1945年日本敗戦（朝鮮解放）当時、慶尚北道内務部長を務めていた倉島至は、日記に次のように記している。

「〔一九四五年〕十一月八日（木）

午前十時登庁 地方課長室にて 垣水通訳と共に ウォーカー氏に対して予算の説明を為す 後 内務部長室にて、ホワイト氏と暫時語って正午となる〔中略〕

けふは 大掃除日なるを以て 押入の食糧 物置等の大整理を為す

夕 横山前警察部長 田中思想検事兩名来て 秋田君オモニの手料理にて四名 大気焔をあげたり」¹

日本敗戦からすでに3か月近くたった時期の日記だが、倉島が「田中検事」ではなく「田中思想検事」と書いていることは、単なる「検事」とは異なる存在として「思想検事」を意識していたことをうかがわせるものである。

では、「思想検事」とは朝鮮においてどのような存在であったのだろうか。

植民地期の朝鮮において「思想検事」という存在は、必ずしも明確なものではなかった。「思想検事」は、検事局で思想事件（独立運動、共産主義運動など主に治安維持法に関わる事件）を専門に担当する検事を指すが、それだけではかなり狭い範囲に限られてしまうことになる。

日本「内地」における思想検事を描いた荻野富士夫『思想検事』（岩波新書、2000年）は、思想検事が治安維持法の運用において主導的な役割を果たし、同法の拡大・強化と並行して増強された過程を明らかにしている。同書によれば、1928年の3・15事件（日本共産党検挙事件）を口実にして、同年7月、7ヵ所の控訴院検事局と13ヵ所の地裁検事局に合計26名の思想検事が配置されたが、その後、数度の増員を経て、1941年11月には26名の大幅増員がなされ、定員合計が78名となった（35ページ、162ページ）。司法省刑事局は、このような思想検事（思想検事が配置されていない地裁検事局からは思想犯罪を主に担当する検事）を召集して思想犯罪の処理、取り扱いなどについて協議する思想実務家会同をほぼ年2回開いた。思想実務家会同の記録も残されているため²、思想検事らの氏名

1 倉島至『私と韓国』私家版、長野市、1985年、42ページ。

2 司法省刑事局「思想研究資料特輯」シリーズ（復刻版、東洋文化社、「社会問題資料叢書」）。

やその認識を詳細に知ることができる。

これに対して、植民地朝鮮では、思想検事の存在は「内地」ほどには明確な姿をあらわさなかったといえる。思想犯罪を専門に扱う検事が配置されたことは確かであるが、日本「内地」に比べて数が少なかったこと、思想実務家会同に類する会議が朝鮮では開かれなかったこと、そのため思想検事に関わる記録もほとんど残っていないことなどがその原因である（思想実務家会同に代わるものとして朝鮮では、「地方法院次席検事・支庁上席検事会同」が思想事件の処理問題などを一般刑事事件問題と合わせて協議したようである。次席検事の役割については本文を参照のこと）。

しかし、いうまでもなく、治安維持法違反などの容疑で検挙され取り調べを受けた朝鮮人にとっては、特高警察とともに思想検事の存在は厳然としたものであった。

本稿では、朝鮮における「思想検事」の配置・拡大の過程を明らかにし、思想検事がいかなる職務を行っていたか、どのような人物が思想検事を務めていたかを検討することとしたい。思想検事が朝鮮の独立運動や共産主義運動をどのように認識していたか、そして日本敗戦（朝鮮解放）後、南北朝鮮で日本人思想検事がどのように認識されていたかについては、別途論じることとする。

本稿で「思想検事」というのは、制度的に思想犯罪を専門とする検事に加えて、保護観察所・予防拘禁所の所長となった検事を含むものとする。その理由は本文で述べることにする。なお、「思想検事」と合わせて「思想判事」や総督府法務局内の「思想係」についても検討する必要があるが、本稿では省略する。

1. 「思想検事」の配置

(1) 検事の増員

植民地期の「思想検事」について考える前に、支配機構における検事の位置を見ておこう。検事と判事の定員の推移からそれを簡単に検討してみる。

朝鮮における検察機関は、法院（裁判所）に併置される組織として位置づけられていた。高等法院検事局を頂点にして、覆審法院（京城、平壤、大邱の3ヵ所）、地方法院（11ヵ所）にそれぞれ検事局が設置され、地方法院の下の支庁（1926年時点で46ヵ所、1945年48ヵ所）には検事分局があった。高等法院検事局の長は検事長で、日本の検事総長に当たるものであった。覆審法院検事局の長も検事長と呼ばれた。地方法院検事局の長は検事正と呼ばれ、支庁の検事分局には上席検事がいた。ただし、検事分局の多くは検事1人の体制であった³。

植民地期の朝鮮の司法官は、数の上では判事が優位にあったが、判事に比べて検事は大幅な増員がなされている。植民地期の判事・検事の定員・現員数の推移は、表1のとおりである。

これによれば、「併合」後、判事の定員は減少し、1930年代には増加傾向を示したが、

3 大検察庁『韓国検察史』ソウル、1976年、などによる。

表1 朝鮮総督府判事・検事の定員推移

()内は朝鮮人

年	判事		検事	
	定員	現員	定員	現員
1910	261	254 (71)	63	60 (6)
1918	197	195 (35)	69	69 (10)
1921	204	193 (37)	77	76 (10)
1924	188	183 (33)	72	75 (9)
1927	191	186 (31)	79	82 (9)
1928	191	186 (33)	84	87 (9)
1936	209	204 (39)	90	93 (7)
1937	229	224 (45)	104	107 (11)
1940	237	232	124	127
1942	251	246	132	135
1944	250	254	132	139

(注) 検事の定員が大きく変わった年度の数字だけを抽出した。

(出典) 法院行政処『法院史』ソウル、1995年、pp.90-91.

「併合」時の数を回復することはなかった。これに対し、検事はほぼ一貫して増員され、最終的には「併合」時の2倍を上回る数になっている。これによって、判事と検事の比率は、1910年に4:1ほどだったのが、1940年には2:1にまで縮小している。検事定員（および現員）の大幅な増加は、とりわけ1930年代後半になされた。

また、司法官の民族別数字を見ると、刑事事件と民事事件を扱う判事の場合には、朝鮮人が2割前後任用されていたのに対し、刑事事件を担当する検事については、1割程度でしかなかった。数少ない朝鮮人検事は、後述のように、思想事件を担当しないのが「不文律」となっていたようである。

(2) 「思想検事」の配置

朝鮮の検事局に思想検事が正式に配置されたのは、1928年のことであるが、それ以前から思想事件専任の検事を置くことが計画されていたようである。1927年5月、「思想運動取締専門検事」の設置計画が新聞に報じられている（『東亜日報』1927年5月6日）。これがどのレベルの検事局に関するものであるか明らかでないが、翌1928年1月には、高等法院検事局の「思想係専任検事」に伊藤憲郎（京城覆審法院判事）が任命されたことが伝えられた（『中外日報』1928年1月13日）。ただし、この時に検事局の定員が改定されたわけではなく、総督府裁判所職員の定員内での振り替え（判事を検事に）によるものだったと思われる。

1929年1月には、高等法院検事局の内部規程の改正によって、検事分室（思想係）が設置され、伊藤憲郎が引き続き思想検事を務めることとなったという（『東亜法政新聞』第

179号、1929年2月)。これが一般に高等法院検事局思想部と呼ばれる組織であったと思われる。

さらに、同年6月には、京城地方法院検事局にも「思想係専門検事」が任命された（仁川支庁検事の森浦藤郎）という新聞記事が出ている（『中外日報』1928年6月7日）。この場合も、高等法院と同じように部内措置によるものであったのか、8月に実施される思想検事新設のための定員増加を先取りしたものであったのか、は明らかでない。

1928年8月、日本「内地」での思想検事配置決定と時を同じくして、朝鮮でも思想事件処理のために検事5名、書記5名の増員が認められ、京城・平壤・大邱・光州・釜山の各地方法院検事局に配置された⁴。総督府は増員の理由として、「近来朝鮮ニ於ケル思想界ノ混乱著シク詭激ナル社会思想ニ関スル刑事事犯頻発シ益々増加ノ趨勢ニアリ統治上洵ニ憂慮ニ堪ヘザル」現状をあげた上で、5つの地方法院検事局の検事・書記を増員し、「専ラ思想ニ関スル事犯ノ検察事務ヲ掌ラシメ敏速且正鵠ナル処理」をさせるものと説明している⁵。

さらに、総督府の説明資料は、朝鮮において思想的な団体活動が盛んになってきているとした上で、次のように述べている。

「朝鮮ニ於ケル思想的犯罪ノ傾向前述ノ如シ然ラハ如何ニシテ之カ司法的対策ヲ構スヘキ乎凡ソ此ノ種ノ犯罪ニ対シ適切ナル司法処分ヲ行ハント欲セハ先ツ須ク平素ヨリ当務者ニ於テ社会ノ実相ヲ詳カニスルト共ニ之等事犯ノ根底タル思想ヲ系統的ニ究明シ常ニ其ノ現状並ニ推移ヲ洞察スルノ用意ナカラサルヘカラス」

そしてそのためには、常に資料・情報を収集し、「主義者名簿」を作成する必要がある、それに当たる判事・検事・書記が各地方法院に配置されねばならない、としつつ、「財政ノ都合上」一時に多数の裁判所職員を増員することは困難なので、「応急ノ策」として検事5名、書記5名の増員を図るものとしている。また、思想犯の受理件数からすると、釜山より新義州の地方法院に思想検事が必要であるが、「内地」との往来が多く、「内地官憲」との連絡を図る必要のある釜山地方法院に配置するものと説明している。

この時の思想検事の配置は、日本「内地」での思想検事配置と同じ時期に行われたものであり、「内地」の動きに追随したものであった。その間の事情について、当時警務局長を勤めていた浅利三郎は、内地での高等警察の拡充に合わせて朝鮮でも高等警察を拡張したのは、浅利が内務省の動きをつかんだからだと書いた後、次のように述べている。

「この〔内地の〕思想取締機関の拡張問題は当然法務方面にも及ぼすことであって、朝鮮に於ても、内地同様司法官の増員となり、刑務所における係員の増員となった

4 昭和3年8月勅令第216号「朝鮮総督府裁判所職員定員令中改正の件」。

5 公文類聚第52編昭和3年巻6、官職門4 官制4、「朝鮮総督府裁判所職員定員令中改正の件」。

のであるが、あの際、内務省の立案計画を耳にする機会がなく、空しく之を逸するか、または、機に遅れて之を知ったとすれば、内地同様の施設を、同時に行ひ難かったのであるが、敏速にその機会を掴み得たことは、非常に仕合せであった⁶。」

浅利が述べるように、朝鮮での思想検事の配置が「内地」の動きと連動する側面があったことは確かであろう。しかし、思想検事の増員は必ずしも「内地」にならう形で行なわれるばかりではなかった。増員は朝鮮独自の事情によっても行なわれたのである。それは、次に見る 1933 年の増員から明らかである。

1933 年 6 月 7 日勅令第 148 号「朝鮮総督府裁判所職員定員令中改正」によって、京城地方法院に判事 1 名、書記・通訳生各 1 名、および同法院検事局に検事 1 名、書記・通訳生各 1 名の増員が行なわれた。これは、「在間島帝国領事官ノ管轄ニ属スル刑事事件処理」を目的とするものであった。1930 年以降、間島総領事館（領事館警察）から朝鮮に移送される治安維持法違反事件が「異常ノ激増」を示しているばかりでなく、「犯罪関係地トノ距離遠隔ナルノミナラズ其ノ法域ヲ異ニセル為」、また「時ニ国際問題ニモ関連シテ捜査及審理ニ著シク困難ヲ極メ」ている状況を解消するために、「特ニ京城地方法院ニ在間島帝国領事官ヨリ送致ヲ受クベキ刑事事件処理ノ為ニスル検事及予審判事各一名ヲ配置」するとしている⁷。

つまり、治安維持法違反容疑で検挙・送致された在満朝鮮人の事件処理を専門的に行なうために検事と予審判事の増員が必要であるとするものである。日本「内地」とは事情の異なる朝鮮での思想事件に対処することがその目的であったのである。

なお、1932 年 11 月には、「思想事件処理」のため検事 1 名、書記及通訳生各 1 名が増員され、咸興地方法院検事局に配置され⁸、1935 年 8 月にも「思想事件処理」のため検事 1 名、書記及通訳生 2 名が増員され、新義州地方法院検事局に配置されている⁹。

1935 年初め、朝鮮総督府法務局は昭和 10 年度追加予算要求として、大邱・平壤・清津の三地方法院に思想部を新設するため判検事 10 名、および書記・雇員増員の案を作成していると報じられた（『法政新聞』第 308 号、1935 年 2 月 12 日）。同時に思想犯保護観察制度の実施（予定）にともなう法務局保護課新設、看守増員の要求もしていたが、保護観察制度を盛り込んだ治安維持法改正案が議会を通らなかったため、この追加予算は認められず、京城以外の地方法院検事局に思想部を設置する計画は実現しなかったと思われる。

(3) 地方法院検事局次席検事

思想犯罪専任の検事が配置されていない検事局では、次席検事が思想事件を担当するこ

6 朝鮮新聞社編『朝鮮統治の回顧と批判』朝鮮新聞社、1936 年、60 ページ。

7 公文類聚第 57 編昭和 8 年巻 7、官職 6 官制 6（朝鮮総督府 1）「朝鮮総督府裁判所職員定員令中ヲ改正ス」。

8 公文類聚第 56 編昭和 7 年巻 10、官職門 9 官制 9（朝鮮総督府 2）「朝鮮総督府裁判所職員定員令中ヲ改正ス」。

9 公文類聚第 59 編昭和 10 年巻 11、官職門 9 官制 9（朝鮮総督府 3）「朝鮮総督府裁判所職員定員令中ヲ改正ス」。

とになっていた。これは、日本「内地」で思想検事の配置がない地裁検事局でも思想検事を指名することが1939年春に決められた¹⁰のと事情が似ている。

次席検事が思想事件を担当することを定めた規定・通牒は見当たらないが、「新義州地方法院検事局事務分担表（昭和17年1月19日現在）」¹¹では、同検事局の次席検事佐藤裕が、「経済事件ノ五分ノ二（経済事件主任者）思想時局関係事件及其他重要事件トシテ特ニ検事正ヨリ指定セラレタル事件」の担当とされており、「思想時局関係事件」の担当は次席検事と決められていたことを知ることができる。他の検事局でも同様だったことが、朝鮮での思想検事経験者からの聞き取り¹²から確認できる。

また、後述するように、7ヵ所の思想犯保護観察所のうち専任所長が配置されていない新義州・清津・咸興・光州の4ヵ所では、地方法院検事局の次席検事が所長を兼任することとされていた。次席検事は、思想犯に関わる検察事務、保護観察所事務を担当する役割を与えられていたのである。

表1からわかるように、朝鮮には少数の朝鮮人検事もいたが、彼らは思想事件を担当することはなかったようである。ある朝鮮人検事の回想によると、検事局の席次は官吏の等級によって検事正一次席検事—三席検事などの順位が厳格に決められていたが、朝鮮人検事はたとえ等級が高くとも次席検事になれなかったという¹³。そのような内部規程があったのかどうか、確かめることができないが、実質的に思想事件を担当したのは日本人検事だったのは間違いないことであろう。

2. 思想検事の職務

(1) 高等法院検事局思想部

では、思想検事はどのような職務を遂行していたのであろうか。これに関する資料は多くないが、2つの時期の資料を見ることができる。

まず、高等法院検事局思想部が編集したパンフレット『朝鮮思想検察提要——第一冊——』は、印刷時期が明記されていないが、1929年前半から翌年初めまでの間に印刷されたものと考えられる。このパンフレットには、思想検事の職務を定めた規程などが収録されている。

このうち「社会思想研究調査に関する綱要」は「高等法院思想係検事の執務方針を定めたもの」とされ、「方針」「研究調査の範囲」「研究調査の資料」「研究調査の結果」の4項に分けて記されている。「方針」では、思想的犯罪が質量ともに凶悪になりつつある傾向にかんがみて、「犯罪の根柢たる諸思想を徹底的に研究調査す」るために、朝鮮内はもちろ

10 荻野前掲書、120ページ。

11 国史編纂委員会所蔵、大検17『会同巡廻出張ニ関スル記録（一）』昭和17年。

12 坂本一郎氏より聞き取り、1996年5月3日、京都市内。大国正夫氏より聞き取り、同年6月8日、京都市内。

13 崔大教「私が見聞きしたことども」『司法行政』ソウル、第25巻第4号、1984年、73ページ（朝鮮文）。崔大教は、植民地期に咸興・平壤などの地方法院検事局で検事を務めた。

ん日本「内地」、中国、満洲、ロシアにおける思想状態、各種階級闘争の実態、各種結社・集会、言論などの調査を行ない、「統計的、罪別的、個別的観察」のための研究調査資料を蒐集し、調査報告書を作成して関係方面に配布するとしている。「研究調査の範囲」では「社会思想の一般的研究調査」（団体的研究、歴史的研究など）、「社会思想の司法的研究」（総論的研究、個別的研究）をあげ、「研究調査の資料」では、文献の備え付け、報告書の蒐集、参考物件（証拠物件・判決謄本など）、視察、裁判傍聴などの方法によるものとしている。そして、「研究調査の結果」では、「新聞切抜帖作成」「各種思想系統図作成」「主義者及主義者団体名簿作成」「報告書の作成」があげられている¹⁴。

また、これらの事務を補佐する書記の職務を規定する「高等法院検事局思想係書記事務章程」も定められ、各種の文書・図書・雑誌の整理、帳簿・名簿の整理などが具体的に列挙されている¹⁵。

以上のような執務内容から考えると、高等法院検事局思想部は事件の捜査・取り調べに直接当たるより、社会思想・社会運動の動向を調査研究することが主な任務とされていたといえる。実際、この資料を含むパンフレットのシリーズが秘扱いの資料として高等法院思想部の名前で出されていた。さらに思想部は、1931年4月から『思想月報』（1934年12月から年4回の『思想彙報』に改題）を刊行したが、その他にも『朝鮮刑事政策資料』（年1回、1930年～）、『檢察要報』（1944年3月～1945年3月、第13号まで）など高等法院検事局の名前で出された刊行物も実質的には思想部（部分的には経済事件担当の検事）が編集したものである。

高等法院検事局思想部は、調査研究を主たる業務としながら、思想事件処理方法に関して地方法院の検事などから寄せられる質問・疑問に答えるという役割も果していた。『朝鮮思想檢察提要——第一冊——』に収録されている「地方法院思想事件檢察事務章程」では、「第十條 思想係検事は思想事件処理中根本概念又は思想系統に付き調査不能の点を生じたときは直接高等法院検事局思想係検事に打ち合わすべし」と規定されており、思想事件の処理方法を定める最終権限が高等法院検事局思想部にあったと解することができる。

1939年頃の高等法院検事局思想部の分担する事務は、次のように定められている¹⁶。

- 一、司法省、警視庁〔、〕警保局、本府警務局、満洲国等ヨリ思想ニ関スル情報ヲ得、内地裁判所、検事局、関東庁、台湾検事局ヨリ思想ニ関スル起訴状、判決、決定等ノ送付ヲ得又ハ各新聞、雑誌刊行物等ニ顯レタル思想ノ動向、推移等ヲ調査究明シ、或ハ全鮮検事局ヨリ思想事件表ヲ徴シ思想彙報ヲ発刊シ全鮮検事局ノ思想

14 高等法院検事局思想部『朝鮮思想檢察提要——第一冊——』4-9ページ。

15 同上、20-23ページ。

16 国家記録院所蔵、日政文書・法務『昭和十四年度新規予算要求書綴』。この文書は「思想係分担事務」と題するタイプ打ち、1枚の文書であるが、「思想係」というのが思想部の中に設けられていたかどうか、不明である。

- 事件処理ノ指針参考トスル外思想犯ノ善導、思想事犯ノ防遏ノ為メノ用ニ供ス
- 一、思想事件ガ全鮮検事局ニ於テ適正ニ処理セラレ居ルヤ否ヤ常ニ注意調査シ居ル
 - 一、検事ハ思想上告事件ノ立会ヲ為シ適正ナル公訴ノ維持ニ努メル
 - 一、思想問題ニ付調査ヲ為シ之ニ関スル照会等ノ回答
 - 一、高等警察官ノ指導教養材料ノ供与
 - 一、全鮮治安状況ノ検閲竝ニ指揮
 - 一、捜査上必要ナル思想関係事項ノ配布供与
 - 一、刑事政策資料ノ刊行供与
 - 一、治安維持法違反事件起訴中止者名簿整理ノ上全鮮思想事件処理ノ適正ヲ図ル
 - 一、出版物行政禁止処分ノ査閲竝出版警察月報等ノ査閲整理
 - 一、思想関係検察事務報告書ノ整理
 - 一、思想事件関係人個人別整理カード作成
 - 一、思想関係其ノ他ノ新聞切抜、保存、整理
 - 一、全鮮検事局ニ於テ処分シタル思想事件押収物ノ取寄整理
 - 一、思想事件表ノ整理
 - 一、各種新聞雑誌ノ整理
 - 一、其ノ他地方法院思想事件検察事務章程中高等法院検事局ニ所属スル分 等

この文書によるなら、高等法院検事局思想部は、当初重視された調査研究とその成果の刊行のみならず、地方法院検事局を監督し、高等警察、出版警察をも「査閲」する権限が与えられていた。つまり、6番目の項目に見られるように、1930年代末には朝鮮全体の「治安状況ノ検閲竝ニ指揮」を担う機関として位置づけられるに至ったのである。

なお、戦時末期の1943年度に朝鮮の思想係検事を北京に常駐させ、「各種謀略企図、思想情勢、不逞分子ノ動向等ヲ探查研究シ以テ鮮内治安ノ確立ニ資セントス」る計画が立てられた¹⁷。これが実現したかどうかは不明であるが、朝鮮の治安維持のためには中国における情報収集が不可欠であり、それを遂行し得るのは思想検事をおいて他にないとする総督府の認識を示すものであった。

(2) 地方法院検事局思想係検事

『朝鮮思想検察提要——第一冊——』には、地方法院検事局の思想係検事の職務を定めた「地方法院思想事件検察事務章程」が収録されている。これは、1929年2月1日付けで高等法院検事長から各地方法院検事正に送られた通牒で定められたものである¹⁸。

章程では、思想係検事は治安維持法、大正八年制令第七号、保安法、皇室に関する罪、内乱に関する罪、騒擾罪、新聞紙法、出版法、暴力行為等処罰に関する件、爆発物取締罰則の違反事件、および「其他思想運動に関連する犯罪」事件を担当するものとされている

17 「昭和十八年度朝鮮総督府特別会計予算概観説明」（国会図書館憲政資料室所蔵、大野緑一郎文書1183）。

18 齊藤栄治編『高等法院検事長訓示通牒類纂』高等法院検事局、1942年、476ページ。

(15 ページ)。朝鮮では、これらの事件が「思想事件」と呼ばれるものであった。後には、国防保安法第 16 条に規定される罪（国家機密の探知・漏洩など）、刑法第 105 条の二ないし四の罪（安寧秩序に関する罪）がこれに付け加えられた¹⁹。

事件の担当以外に思想係検事がなすべき職務としては、思想問題に関する基本的研究、管内思想団体の系統調査、刑務所に収監されている思想囚の行刑状況・思想推移の考察、管内要視察人・団体などの名簿作成と補正、思想に関連ある書籍・雑誌・新聞その他の情報の収集・整理、思想団体系統図・担当事件統計表の作成などがあげられている²⁰。

高等法院検事局とは異なって、地方法院検事局の思想検事は実際の事件処理と管轄地域の思想状況の調査が主な職務であった。ただし、京城地方法院検事局の思想部は『朝鮮共産党事件』（1930 年 8 月）などのパンフレットを印刷・刊行したこともあり、調査研究も職務の一部とみなされていたようである。

なお、覆審法院検事局にも思想係検事が配置されていたが、その職務を定めた文書は今のところ見出すことができない。

3. 保護観察所・保護教導所（予防拘禁所）

1937 年初めに開所した保護観察所 7 ヶ所のうち京城・平壤・大邱の 3 ヶ所には専任輔導官が配置され所長を務めたが、専任輔導官のいない 4 ヶ所の所長は地方法院検事局の次席検事（思想係）が兼任するものとされた。

京城・平壤・大邱の保護観察所長には専任輔導官が充てられたが、いずれも思想事件を担当してきた思想検事が任命されている。例えば、京城保護観察所長となった堤良明の「任用資格」に関する文書は、検事として数々の思想事件を扱ってきた経験を強調した後、「其ノ間取扱ヒタル思想事件ハ数十件ニ及ビ其ノ中最モ重要ナル思想事件ハ左記ノ通ニシテ又之等思想犯ノ思想及行動ヲ視察シ非転向者ニ対シテハ其ノ転向ヲ促進シ非違ヲ犯スコトナキ途ヲ講ズルト共ニ〔中略〕思想犯ニ対スル深キ理解ト認識ヲ有スル」と記されている²¹。保護観察所長の人事を決めるに当たって、思想検事としての経験、知識がもっとも重視されていたのである。

さらにこれらの専任輔導官は当該地の覆審法院検事を兼任することとされた。総督府文書は、その理由を「保護観察事務ノ実行ニ際リ朝鮮ハ内地ト稍趣ヲ異ニスル諸般ノ事情アリテ思想犯人ニ対スル調査研究ヲ遂ゲ之ガ保護観察ノ万全ヲ期センガ為ニハ一面所属保護観察所所在地ノ覆審法院検事ヲ兼任セシムルノ必要アルニ由ル」としている²²。

京城保護観察所には、所長以外に 2 人の輔導官が配置されたが、いずれも京城地方法院検事局の思想検事が兼任するものとされた。

専任輔導官が配置されなかった 4 ヶ所（新義州、清津、咸興、光州）の保護観察所長（輔

19 同上、476 ページ。

20 前掲『朝鮮思想検察提要——第一冊——』15-16 ページ。

21 国会記録院所蔵、日政文書・法務局人事係『保護観察所職員進退書類綴』昭和 11 年。

22 同上綴、昭和 11 年 12 月 7 日法務局長「高等官任用ノ件内申」。

導官)は、各地方法院検事局の思想係検事が兼任することとされたが、その理由については、保護観察の要否、その方法、被保護者の遵守条件を決める上で重要な事務を担当する関係上、「常ニ外国又ハ内地、朝鮮ニ於ケル共產主義運動ノ隆替及其ノ運動方針ノ変改ニ留意シ、思想情勢ノ推移ニ応ジテ夫々適切ナル保護観察上ノ指導方針ヲ決定スルコトヲ要スルガ故ニ、思想犯ノ事務ニ堪能ナル各保護観察所所在地ノ地方法院思想係検事ヲシテ之ニ充ツルヲ最モ適当ト認メタルニ由ル」とされている。

結局、保護観察所長および輔導官は、専任・兼任のいずれの場合も実質的に思想検事が務めることとされたのである。

総督府は、その後、何度か輔導官など保護観察所職員の増員を要求したが、専任輔導官は1945年に1人の増員が認められただけであった。増員された専任輔導官は威興保護観察所長を務めることとされていたが、日本敗戦までに実際に配置されたかどうかは不明である。

なお、1941年に「朝鮮思想犯予防拘禁令」により「内地」に先駆けて実施された思想犯予防拘禁制度においても、保護教導所(予防拘禁所)の所長を務める教導官には思想検事が充てられた。

以上のように、保護観察制度、予防拘禁制度は、思想検事によって運営されるものであったことを確認することができるのである。

4. 思想検事の特徴

以上のことから、朝鮮における「思想検事」は、検事局の思想係検事だけでなく、主に思想事件を担当した地方法院検事局次席検事、保護観察所長、保護教導所(予防拘禁所)長をも含むものとしてとらえることができる。つまり、狭い意味での思想係検事ではなく、広い意味での「思想検事」の実態を明らかにする必要があるのである。

では、このような思想検事とは、いったいどのような人物であったのだろうか。思想検事の名前を具体的に記した資料は、断片的なものを除いてほとんどないといってよい。1934年時点での思想判事・検事の名前を記した資料が見られるだけである²³。それによるなら、思想判事、思想検事は、次のとおりである。

高等法院	思想部判事	五井節蔵	思想部検事	森浦藤郎
京城覆審法院	判事	末廣清吉	検事	伊藤憲郎
平壤覆審法院	判事	矢木正平	検事局思想部検事	森浦藤郎(兼任)
大邱覆審法院	判事	本多公男	検事	[不明]
京城地方法院	思想部判事	山下秀樹	予審判事	増村浩司
	思想部検事	伊藤憲郎(兼任)	佐々木日出男	

23 金炳魯「半島の思想判検事陣」『三千里』1935年3月号。

金炳魯が記している名前や断片的な資料に見られる名前に加えて、上で説明した「思想検事」概念にもとづいてリストアップした「思想検事」の名簿が、表2である。地方法院検事局の次席検事が誰であったかが確認できないので、それを補う意味で「内地」司法省主催の思想実務家会同に朝鮮から出席した検事をも含めることとした。リストアップした「思想検事」は合計43名である。ただし、これが思想事件を担当したことのあるすべての検事を挙げたものでないことを断っておきたい。

表2の履歴などから、朝鮮の「思想検事」の特徴として指摘できるのは、次のようなことである

まず第一に、思想検事はすべて日本人であったことである。すでに述べたように、朝鮮人検事が思想事件を扱うことは避けるべきこととされていた。そのような規定の存在は確認できないが、実態としてはそのような「不文律」があったことが推測できる。

第二は、日本「内地」での司法官経験者があまりいないことである。思想検事を務めたのは、1920年代から30年代に朝鮮を最初の任地とした「朝鮮生え抜き」の司法官が多かったことを指摘できる。また、「内地」検察との出入りもほとんどない。唯一の例外は、1943年に「内地」の思想検事として有名な戸沢重雄が京城地方法院検事正に転任したケースである（戸沢は検事正であったから、思想事件だけを扱ったわけではないが、この表に含めた）。日本での治安維持法運用方法が朝鮮にある程度の影響を及ぼしたことは認めなければならないが、それは主に会議や資料を通じてのものであったと考えることができる。

第三に、思想検事の多くは検事畑を歩んだことである。判事から検事に転身したケースも若干あるがそれほど多くない。

第四に、出身大学別に見ると、ほとんどが東京帝大・京都帝大などの帝大卒業者であることである。早稲田大学・日本大学などの私学出身者も数名いるが、圧倒的多数は東京・京都の両帝大出身者である。また、東京帝大が16名、京都帝大が14名で、他の官僚機関と比べると、京都帝大出身者が多いことも1つの特徴としてあげることができよう。

第五に、年齢の点で見ると、大半が1900年前後の生まれで、1920年代に大学を卒業している。思想検事が増加した1930年代後半に30歳代後半から40歳代の働き盛りであったのは当然といえるかもしれない。

第六に、年齢との関係で指摘できることは、多くが大正デモクラシーの洗礼を受けた世代であったことである。そのことが思想検事としての仕事にどのような影響を及ぼしたかは確言できないが、自由主義的な雰囲気の中でさまざまな思想に触れる経験をしたことは、ある意味で思想検事としての職務に生かされたといえるかもしれない。

このような特徴をもつ検事が思想検事になった理由は、明らかではない。自ら進んで思想検事を務めたというより勤務年数や検事としての経験を考慮して任命されるか、あるいは職責上思想事件を扱うことになった場合が多かったと考えられる。ただし、長崎祐三の場合のように、思想検事（あるいは保護観察所長）を長期間務めるケースもあった。

おわりに

植民地期朝鮮における思想検事は、日本「内地」と同じように、1920年代後半以降に配置・増員された。「内地」に比べるなら数は少なく、思想事件を専門に扱う検事の地位がはっきりと確立されていたわけではない。しかし、対処すべき朝鮮の独立運動、共産主義運動が「内地」とは異なる特殊な性格を帯びていただけに、朝鮮の思想検事は独自の調査や取り締まり方針の策定などの活動を行なった。

朝鮮の思想検事の特徴として、「内地」検察との人的交流が少ないこと、また一貫して検事としての勤務を続ける者が多かったことを指摘することができる。このような特徴から、朝鮮の思想検事は他の官僚集団とは異なる隔絶した存在であったといえるかもしれない。

他方で、朝鮮の民族意識、ナショナリズムと直かに接触・対峙する立場に立っていたのが思想検事であった。そのような立場からどのような認識を持つようになったかという問題を明らかにすることは重要な課題であるが、それについては別稿で扱うこととしたい。

要 旨

思想事件、つまり朝鮮の独立運動や共産主義運動に関わる事件を専門に扱う検事は、日本「内地」と同じように朝鮮においても1920年代後半から配置され、その後増員されていった。日本ほど数は多くなく、その地位も明確なものではなかったが、朝鮮の治安維持体制にとってはきわめて重要な存在であったことも事実である。

本稿は、思想検事がどのような過程で増えていったか、その職務はどのようなものであったか、どのような人物が思想検事として勤務したか、そして思想検事の特徴はどのようなものであったか、などの基礎的な事実を明らかにすることを主な目的としている。

思想検事は、主に治安維持法違反事件が増大するのにもなって、それらの事件を専門に扱う検察人員が配置されたのが始まりであるが、1930年代後半には保護観察所長として思想犯転向政策にも関わり、さらに警察など治安維持機関を監督・指揮する権限を持つことによって、植民地朝鮮の治安維持体制の枢要の地位に立つことになった。そのような立場から思想検事は、朝鮮の独立運動、共産主義運動に対する調査や取り締まり方針の策定など、独自の活動を行なった。

思想検事の多くは、日本「内地」で司法官としての経験を持たず、一貫して朝鮮で検事として務めるという特徴を持っていた。また、日本「内地」の検察との間に人的な交流がほとんどなかったため、他の官僚集団に比べてみてもきわめて特異な存在であったといえる。

表2 思想検事の略歴

氏名	生年	本籍地	学歴	高文試験	「内地」職歴	朝鮮職歴	その他役職	戦後の経歴	類型・備考
伊藤憲郎	1892	青森	18 東京帝大	—		18 京城地法司法官試補 20 井邑支庁判事 京城地法・海州地法・京城覆審 27 平壤覆審兼高等法院検事 30 法務局法務課(兼-33) 33 京城覆審兼京城地法検事 35 光州地法検事 大邱覆審・全州地法・釜山地法・平壤地法検事 41 釜山地法検事正	44 国民総力朝鮮連盟総務部長 44 大和同盟理事 45 朝鮮文人報国会理事長	45.8 京城内地人世話会次長	判事→検事
森浦藤郎	1895	鳥取	21 東京帝大	—		21 京城地法司法官試補 23 大邱地法検事 仁川支庁・京城地法・新義州地法・平壤覆審兼高等法院 34 法務局行刑課長(法務課兼任) 38 京城覆審検事 41 法務局刑事課長 43 高等法院検事 44 京城地法検事正			検事
佐々木日出男	1895	宮城	22 東京帝大	—	22 大阪地裁司法官試補 24 盛岡地裁予備判事	25 京城地法判事 馬山支庁・釜山地法・大邱覆審 32 京城地法検事 平壤覆審兼高等法院 35 京城覆審判事 37 全州地法判事 39 平壤地法判事 42 高等法院判事			内地→判事→ 検事→判事
堤良明	1879	佐賀	08 京都帝大	—	08 長崎地裁司法官試補 10 同予備検事 14 弁護士	31 仁川支庁検事 32 木浦支庁 37 京城覆審検事 37 京城觀察所輔導官 39.11 死去		—	内地検事・弁護士→朝鮮検事
山下秀樹	1895	兵庫	21 京都帝大	—		21 京城地法司法官試補 22 釜山地法判事 全州地法・京城覆審・京城地法 35 京城地法部長 39 高等法院 40 京城觀察所輔導官・京城覆審検事 41 光州地法院長 44 新義州地法院長		平壤人民教化所で死亡	判事→検事→ 判事
長崎祐三	1901	佐賀	27 京都帝大	28 司法科		29 大邱地法司法官試補 32 同予備検事 32 同検事 全州地法 34 忠州支庁検事 37 京城地法検事・京城觀察所輔導官 39 新義州地法検事・新義州觀察所輔導官 41 京城覆審検事・京城觀察所輔導官	41 朝鮮文人協会評議員	46.3 ソウルで横領罪で懲役1年6月、47.1 引揚	検事
佐々木義久	1896	長崎	21 東京帝大	—		25 京城地法司法官試補 27 公州地法判事 新義州地法 29 京城地法検事 仁川支庁・春川支庁・京城地法 32 釜山地法判事 33 光州地法判事 37 大邱覆審検事・大邱觀察所輔導官 40 全州地法判事 43 光州地法判事			判事→検事→ 判事
行森 ^{キニキ} 季	1903	岡山	29 京城帝大	31 司法科		32 大邱地法司法官試補 34 釜山地法予備検事 35 井邑支庁検事 36 鉄原支庁検事 38 京城地法検事 39 京城覆審検事・京城觀察所輔導官 40 大邱覆審検事・大邱觀察所輔導官			検事
齋藤五郎	1903	京都	26 東京帝大	28 司法科		29 平壤地法司法官試補 31 同検事 咸興地法 34 清州支庁検事 37 平壤覆審検事・平壤觀察所輔導官 39 海州地法検事 42 高等法院検事			検事
依田克己	1900	鳥取 (兵庫)	25 東京帝大	26 司法科		29 釜山地法司法官試補 32 釜山地法予備検事 清津地法判事 35 京城地方検事 36 洪城支庁検事 37 京城覆審検事・京城觀察所輔導官 39 平壤覆審検事・平壤觀察所輔導官 41 光州地法検事・光州觀察所輔導官 44 釜山地法次席検事		46 弁護士(大分)、70 大分弁護士会長	検事→判事→ 検事

静永世策 しずながよ	1908	大阪	32 東京帝大	31 司法科		32 大邱地法司法官試補 34 同子備検事 35 同検事 37 馬山支庁検事 39 大邱覆審検事 41 平壤覆審検事・平壤觀察所輔導官 42 高等法院検事 43 釜山地法検事 ? 京城地法検事 (経済係)		大阪で検事、在日朝鮮人を迫害 (東亜日報 47 年 7 月 20 日)、48 弁護士 (大阪)	検事
中川宗孝	1899	奈良	29 京都帝大	28 行政科 29 司法科		31 大邱地法司法官試補 32 同子備判事・判事 木浦支庁 35 江景支庁判事 37 大邱覆審・地法判事 41 新義州地法判事 42 平壤覆審検事・平壤觀察所輔導官			判事→検事
米原先 やまはら	1903	鳥取	28 京都帝大	27 司法科		29 平壤地法司法官試補 30 光州地法判事 31 光州地法検事 開城支庁・咸興地法 35 鉄原支庁検事 37 新義州地法検事・新義州觀察所輔導官 39 高等法院兼平壤覆審検事 43 京城地法検事			判事→検事
佐藤 齋 さとう	1905	北海道 (神奈川)	29 東京帝大	28 行政科 29 司法科		30 京城地法司法官試補 32 同検事 開城支庁・京城地法 35 鎮南浦支庁検事 37 大邱覆審検事 39 馬山支庁検事 41 新義州地法検事・新義州觀察所輔導官 42 高等法院検事・法務局保護課長 (兼任) 44 法務局刑事課長		46 東京控訴院検事など、75 弁護士 (横浜)	検事
田中誠一	1901	佐賀	27 東京帝大	27 司法科		28 京城地法司法官試補 29 同子備判事 清津地法・京城地法・京城覆審 35 京城地法判事 38 咸興地法検事 39 大田地法検事 40 釜山地法検事 41 高等法院検事 42 新義州地法検事・新義州觀察所輔導官 44 大邱地法次席検事		検事、72 弁護士 (佐賀)	判事→検事
香川 恩 かぎ	1902	香川	25 早稲田大法	27 司法科	25 東京地裁書記 27 鹿児島地裁予備検事	30 釜山地法検事 水原支庁・仁川支庁・京城覆審 35 京城地法検事 37 光州地法検事・光州觀察所輔導官 39 咸興地法検事・咸興觀察所輔導官 41 以後なし		63 弁護士 (東京)	検事
松本孝義	1900	和歌山	26 京都帝大	25 司法科 26 行政科		28 平壤地法司法官試補 29 全州地法検事 井邑支庁 34 清津地法検事 37 公州地法検事 38 光州地法検事・光州觀察所輔導官 41 大邱地法検事 43 平壤覆審検事		和歌山地検など、70 弁護士 (和歌山)	検事
相良春雄	1900	静岡	25 中央大	27 司法科	28 名古屋地裁司法官試補 29 同子備検事	30 京城地法検事 35 海州地法検事 37 清津地法検事・清津觀察所輔導官 41 釜山地法検事 43 大邱地法検事 44 西大門刑務所長		横浜地検・福岡高検など、69 弁護士 (静岡)	検事 (→刑務所長)
坪谷久次	1903	新潟	28 早稲田大専門部	28 司法科		29 釜山地法司法官試補 31 光州地法判事 36 咸興地法判事 38 京城地法判事 40 京城覆審検事・京城觀察所輔導官 41 清津地法検事・清津觀察所輔導官		48 平壤で処刑	判事→検事
大町和左吉	1895	鹿児島	17 法政大専門部	22 弁護士試験	12 広島郵便局事務員	26 清州地法判事 全州地法 27 開城支庁検事 清津地法・全州地法 35 咸興地法検事 37 咸興觀察所輔導官 (兼任) 38 大邱地法検事 43 海州地法検事 44 清津地法検事正			内地弁護士→判事→検事
池田忠康	1901	愛媛	25 京都帝大	25 行政科、 27 司法科		28 京城地法司法官試補 29 同検事 春川支庁・大邱覆審兼大邱地法 35 全州地法検事 38 咸興地法検事・咸興觀察所輔導官 39 群山支庁検事 41 井邑支庁検事 42 京城地法検事		47 高松高検など、71 弁護士 (愛媛)	検事
青柳五郎	1906	福岡	31 九州帝大	33 司法科		34 京城地法司法官試補 36 京城地法検事 37 井邑支庁検事 39 水原支庁検事 41 群山支庁検事 42 咸興地法検事・咸興觀察所輔導官 44 京城覆審検事	青柳 綱太郎 (号・南冥、在朝ジャーナリスト) の息子	52 弁護士 (久留米)	検事

坂本一郎	1909	兵庫	32 京都帝大	31 司法科		32 平壤地法司法官試補 34 新義州地法子備検事 35 同検事 36 沙里院支庁検事 38 清州地法検事 39 京城地法検事・京城 観察所輔導官 40 高等法院検事・法務局刑事課事務官 42 全州 地法検事 43 大邱地法検事 44 咸興地法検事・咸興観察所輔 導官		48 弁護士(京 都)、54 京弁副 会長	検事
杉本覚一	1903	大分	30 日大専門部	30 司法科・行政 科		32 大邱地法司法官試補 34 平壤地法子備検事 35 同検事 37 忠州支庁検事 38 春川支庁検事 40 京城地法検事・京城観察 所輔導官 42 京城覆審検事 43 高等法院兼平壤覆審検事			検事
小磯省吾	1906	埼玉	30 東京帝大	31 司法科		37 光州地法検事 38 会寧支庁検事 40 平壤地法検事 41 京城 覆審検事・京城観察所輔導官 42 京城地法検事 43 京城覆審 検事		51 前和地検な ど、76 弁護士 (埼玉)	検事
黒河新	1909	広島	32 京都帝大	35 司法科		36 平壤地法司法官試補 38 平壤地法検事 41 大邱地法検事 42 井邑支庁検事 43 京城地法検事・京城観察所輔導官		48 弁護士(名古 屋)	検事
竹内至	1911	長野	東京帝大			37 平壤地法司法官試補 39 大邱地法検事 42 京城地法検事 43 京城覆審検事・京城観察所輔導官			検事
黒瀬正太郎	1905	京都	30 東京帝大	29 司法科		31 大邱地法司法官試補 32 同検事 金泉支庁 35 京城地法検 事 37 法務局法務課事務官(兼任) 40 法務局刑事課事務官 41 総督官房審議室事務官(兼任) 43 京城覆審検事		横浜B級戦犯裁 判弁護士、弁護 士(京都)、京都 外大顧問	検事(法務局 事務官)
大坂盛夫	1897	熊本	23 東京帝大	—	23 東京地裁司法官 試補 26 宮崎地裁 予備検事	32 咸興地法検事 京城地方 35 平壤地方検事 41 保護教導所 長 44 京城地法検事(兼任) 44.11.7 光州地法検事正(総督府 官報 1944 年 11 月 10 日)		長崎・福岡など で検事、67 弁護 士	検事
諸岡市朗	1897	佐賀	28 日大法文学部	28 司法科 29 行政科		24 大邱地法・咸興地法司法官試補 32 咸興地法子備検事 32 同検事 34 洪城支庁検事 35 北青支庁検事 38 平壤地法検事 41 平壤地法検事局鎮南浦分局検事 44.11.7 保護教導所長(総 督府官報 1944 年 11 月 10 日) 45.8.15 同			検事
村田左文	1898	熊本	22 東京帝大	—		22 京城地法司法官試補 24 同判事 大邱覆審・京城地法 32 京城覆審検事 京城地法 35 平壤覆審兼高等法院検事 41 大邱 覆審検事 43 京城覆審検事 44 高等法院検事	京城覆審予審判 事として思想事 件専門(東亜法 政新聞 31.6.20)		判事→検事
岩城義三郎	1887	岡山	19 京都帝大	—	19 広島地裁司法官 試補 21 東京地裁 判事	21 大邱地法検事 25 京城地法検事正 馬山支庁 31 咸興地法 検事正 光州地法 平壤地法検事 35 平壤覆審検事 38 海州 地法検事 39 清津地法検事 41 咸興地法検事 43 新義州地法 検事			検事
元橋暁太郎	1892	奈良	17 京都帝大	—		17 大邱地法司法官試補 20 大邱地法判事 20 釜山地法検事 24 平壤地法 25 春川支庁 27 京城地法 30 釜山地法 31 釜山 地法検事正 35 清津地法検事正 39 光州地法検事		平壤人民教化所 で死亡	検事
松前謙助	1894	山口	22 京都帝大	—	22 浦和地裁司法官 試補 23 東京地裁 予備検事	24 光州地法検事 24 井邑支庁 25 京城地法 29 仁川支庁 30 大邱地法 31 大邱地法検事正 32 咸興地法検事 34 光州地法 検事 35 釜山地法検事 38 京城地法検事 40 大田地法検事 43 咸興地法検事			検事

酒見敏次	1896	福岡	22 京都帝大	—		22 京城地法司法官試補 24 大邱地法判事 26 大邱地法検事 28 慶州支庁 29 大邱地法 30 京城地法 31 京城覆審検事長 32 法務局法務課事務官兼高等法院検事 34 京城地法検事 38 釜山地法検事 39 大邱覆審検事 41 全州地法検事			検事
平石林	1900	山梨	28 日大専門部	30 司法科		33 大邱地法司法官試補 35 咸興地法子備検事 37 京城地法検 事 40 沙里院支庁検事 41 保護教導所教導官兼京城地法検事			検事
大国正夫	1906	京都	31 京都帝大	32 司法科		33 釜山地法司法官試補 35 釜山地法子備検事 37 仁川支庁検 事 40 清津地法検事 43 京城地法検事		58 弁護士(京 都)、63 京都弁 護士会副会長	検事
戸澤重雄	1895	山形	10 東京帝大	—	東京地裁検事、東京 控訴院思想係検事、 大審院検事、名古屋 控訴院検事	43 京城地法検事正(毎日新報 43 年 2 月 17 日)		46 弁護士(第二 東京)	内地検事→朝 鮮検事
前田多智馬	1901	鳥取	同志社中学、海軍 兵学校	29 司法科	29～37 弁護士(大 阪)	37 平壤地法検事 38 清津地法検事 41 新義州地法検事 45. 8. 15 大邱保護観察所長(専任) (大邱覆審検事兼任→朝鮮年 鑑 1945 年版)		47～53 検事、81 弁護士(神戸)	検事
谷川八郎	1907	三重	29 日大	30 司法科		39 京城地法判事 42 海州地法判事 45. 8. 15 平壤保護観察所 長(専任)		50 弁護士(第一 東京)、76 第一 東弁会長・日弁 連副会長	判事・保護観 察所長
井上義明	1905	東京	30 東京帝大	31 司法科		33 釜山地法司法官試補 34 全州地法検事 36 洪城支庁検事 37 鎮南浦支庁検事 41 全州地法検事 42 大邱覆審検事 45. 8. 15 新義州保護観察所長(兼任)			検事
服部良一	1902	神奈川	慶応大	不明		37 咸興地法検事 40 安東支庁検事 42 釜山地法検事 45 光州 地法検事兼光州保護観察所長 45. 8. 15 光州保護観察所長(兼 任)			検事
伊藤清	1906	岩手	32 日大	33 司法科		35 京城地方司法官試補 37 咸興地方検事 38 京城地法・開城支 庁検事 43 海州地法検事 1945. 8. 15 清津保護観察所長(兼 任)		弁護士(第二東 京)、日弁連理 事、司法研修所 教官	検事

(注 1) 1923 年まで帝大法科卒業生は無試験で司法官試補に任用された。

(注 2) 「地法」=地方法院、「覆審」=覆審法院、「検事」=検事局検事、「観察所」=保護観察所。

(注 3) 支庁の場合は属する地方法院名を省略した。

(注 4) 戦後の経歴については未調査部分が多い。

(典拠)『朝鮮総督府及附属官署職員録』(国史編纂委員会データベース)、司法協会編『朝鮮司法大観』1936 年、朝鮮人事興行録編纂部編(朝鮮新聞社)『朝鮮人事興行録』1935 年、京城日報社『朝鮮年鑑』昭和 20 年版、佐原泉編『全国弁護士大観』法曹公論社、1977 年。1945 年は、朝鮮関係残務整理事務所『事務所の沿革と事務概要』1950 年(海外引揚関係史料集成(国外篇)第 24 巻(朝鮮篇第 7)、ゆまに書房、2002 年、所収)の「昭和二十年八月十五日現在 旧朝鮮総督府第一次所属官署課長以上の一覧表」による。